

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和6年11月)

定期健康診断(事業者健診)の結果データをご提供ください!

協会けんぽでは、従業員の皆さまの健康をサポートするため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業者健診)を受けられた40歳～74歳の方について、協会けんぽへの健診結果データの提供をお願いしております。

※生活習慣病予防健診を受診された方は除きます。



提供するメリットって何?

✓ 健診結果に基づき、保健師・管理栄養士による**特定保健指導(健康サポート)**を無料で受けられる!

✓ インセンティブ制度による**健康保険料率の引き下げ**につながる!

✓ **健康管理やより良い治療**につながる!

提出いただいた健診結果はマイナポータル上で受診者本人が閲覧可能です。また医療機関を受診した際、本人が同意すれば健診結果や服薬情報を医師と共有することが可能となり、より適切な診療や検査につなげることができます。

特定保健指導とは…

生活習慣病のリスクのある40～74歳までの方を対象に、健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートするものです。



インセンティブ制度とは…

加入者及び事業主の皆さまの健康づくり等に関する取組に応じて、**インセンティブ(報奨金)**を付与し、それを各都道府県の「健康保険料率」に反映させるものです。



提供する**方法**は3パターン!

1 健診結果の提供にかかる「提供依頼書」を、協会けんぽに提出する

※協会けんぽとデータ提供に関する契約をしている健診機関で受診した場合

チェック

過去に提供依頼書(同意書)を提出している場合は**再度の提出は不要!**
ただし、健診機関を変更した場合は提出をお願いします。

2 事業者健診の契約時に「健診結果を協会けんぽに提供する」旨を含んだ契約を、健診機関と締結する

3 事業所から健診結果の写しを協会けんぽに提出する

※写し以外に添付書類が必要な場合があります

定期健康診断の結果提供勸奨業務の一部を委託しております

令和6年10月より

「東京ソフトビジネス株式会社」(東京都)に委託しております。

上記事業所よりご連絡がありましたら、ご協力をお願いいたします

提供方法について



外部委託について



よくある
ご質問

Q. 個人情報である健診結果を協会けんぽに提出して問題はないの?

A. 「高齢者の医療の確保に関する法律第27条」により、保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた事業所は、その記録の写しを提供しなければならないとされています。

その為、**事業者が健診結果の提供に関して責任を問われることはありません**ので、ご安心ください。



お掛け間違い・
番号の選択誤りに
ご注意ください!!

令和6年9月2日より、青森支部の代表電話を 自動音声によりご案内しております。

～音声案内に従って下記番号よりお選びください～

0番 マイナ保険証や資格情報の お知らせ等についてのご相談



例えば…

- ・資格確認書の申請や発行手続きについて
- ・資格情報のお知らせに関するご相談
- ・健康保険証の廃止に関するご相談

…等々

1番 健康保険制度や申請方法に ついてのご相談



例えば…

- ・病気・出産等で仕事を休んだ(傷病手当金・出産手当金)
- ・医療費が高額になった(限度額適用認定証・高額療養費)
- ・会社を退職したので保険証を継続申請したい(任意継続)

…等々

2番 健康診断・保健指導等に ついてのご相談



例えば…

- ・生活習慣病予防健診や特定健診に関するご相談
- ・事業者健診の結果データを提供したい
- ・保健指導の実施や日時の調整に関するご相談

…等々

3番 交通事故・レセプト・ 返納金についてのご相談



例えば…

- ・交通事故や喧嘩で負傷した(第三者行為による傷病届)
- ・過去に受診した医療機関等を知りたい(医療費のお知らせ)
- ・資格の切れた保険証で受診したとき(喪失後受診)
- ・レセプトが返戻されたとき(医療機関・薬局関係者)

…等々

4番 健康宣言・健康保険委員等、 その他0～3番に該当しないご相談

例えば…

- ・健康宣言の手続きについて
- ・健康保険委員の登録・変更等に関するご相談
- ・レセプト等、個人情報の開示に関するご相談

…等々

番号の選択を間違えてしまうと、担当部署に
お繋ぎするのに時間がかかることがあります
ので、ご注意ください。

※音声案内の途中で番号を選択することも可
能です。

※自動音声をもう一度確認したい時は「9番」
をお選びください。



締切間近! 令和6年度 被扶養者資格再確認の 提出期限は11月29日(金)です!

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

今年度は、10月上旬から下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りしていますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、扶養状況に変更がない場合でも、リストのご提出は必要となります。

詳しくは右記二次元コードよりご確認ください。



2024年12月2日に健康保険証は廃止されます!
今からマイナ保険証を使用しましょう!

詳しくは、左記二次元コードまたは、協会けんぽ マイナ保険証

より良い医療が
受けられる

各種手続きも
便利・簡単に!

で検索

